

電話（口頭）記録用紙

日時	平成 20 年 2 月 26 日(火) 14 時	
表 題	熱海市伊豆山地内における開発計画について [REDACTED]	
訪問者	[REDACTED]	応対者 [REDACTED]
供 覧	所長 部長 技監 治山課長 課員 [REDACTED]	
要 件	<p>用 件：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記地内での開発計画について、現在林地開発許可申請書を作成中である。開発区域面積 11～13ha を予定しており、目的は宅地造成である。今から 3 月の森林審議会の諮問に間に合うか。 ・ 熱海土木事務所に、流末となる逢初川についての都計法 32 条協議を申し入れたところ、逢初川は流下能力がなく開発不適であること、森林法で無断転用の指導を受けていることなどから取り合ってくれなかった。森林法で指導されていることが他の法令の許認可にも影響するのか。 ・ 熱海市 [REDACTED] の造成も森林以外の部分を進めていたが、森林部分への着手が必要となってきた。転用予定区域が明確となったらまた相談したい。 <p>場 所：熱海市伊豆山字赤井谷地内</p> <p>参考：都市計画法 (公共施設の管理者の同意等) 第三十二条 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。</p>	
対 応	<p>以下のとおり回答した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 月の審議会には間に合わない。また H19.5.31 付けで行政指導している無断開発地の処理が済んでいない。この箇所の復旧計画が提出され復旧状況が確認できるまでは、新たな開発行為は認められない。早急に求積と復旧計画策定を行うこと。 ・ この相談の規模では、許可は本庁の専決処分となる。所管は森林計画室。 ・ 森林法を超えて、他法令の規制に口を出すことはない。 ・ [REDACTED] の開発については、伊豆山のような無断転用のないよう事前に必要な手続きを済ませてほしい。 	